

物流事業者<sup>(※)</sup>の皆さま、ご安心ください。

# 中小企業をイジめるような 無理な取引は見逃しません！

(※) 下請物流事業者は除きます。下請物流事業者の皆さまは、リーフレット「下請事業主の皆さま、ご安心ください」をご覧ください。

## たとえば、そのお困りごと

休日労働が心配な事業主のBさん

急な発注だから、ドライバーに休日出勤させるしかない…  
でも、運送代金は据え置きか……



賃金の支払に困る事業主のAさん

予定どおりに運送代金を払ってもらえない…  
従業員に賃金を払えなくなるかも……



## 荷主との取引が原因ではありませんか？

**以下のような行為は「独禁法（物流特殊指定）」<sup>(※)</sup>で禁止されています！** (※) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

- 買ったたき
  - 不当な給付内容の変更・やり直し
  - 代金の減額
  - 不当な経済上の利益の提供要請
- 裏面の「項目3」もご参照ください。

**荷主による独禁法（物流特殊指定）違反が疑われる場合には…**

- 労働基準監督署**では、ご相談への対応だけでなく、独禁法違反を調査している**公正取引委員会**へ**ご相談の取次ぎ**を行っています（下図参照）。
- お困りの場合は、①②いずれかの方法でお知らせください。
  - ① 管轄の労働基準監督署にご相談ください。
  - ② 裏面のシートにご記入のうえ、FAX 又は郵送してください。  
※シートは匿名でお送りいただくことも可能です。



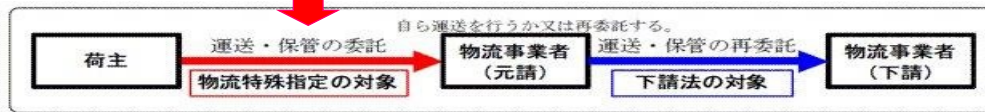
- 労働基準監督署から公正取引委員会への取次ぎは、元請物流事業者名を匿名とすることも可能です。
- 公正取引委員会が荷主に調査を行う場合、ご相談があったことは明かしません。

▶ 公正取引委員会では、インターネットによる独禁法の違反の申告も受け付けています。  
<https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/cyuidokkin.html>

送信先の労働基準監督署はこちら→

## 物品の運送の委託取引（物流特殊指定）に関する確認シート

（参考）このリーフレットの対象となる取引は下図の赤線部分です。



### 1 あなたの会社について

- ・会社名 \_\_\_\_\_ (代表者) \_\_\_\_\_
- ・所在地 〒 \_\_\_\_\_
- ・連絡先 (電話番号) \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_
- ・資本金 \_\_\_\_\_ 万円 【記入必須】
- ・通報の対象となる荷主からあなたの会社が委託されている仕事（該当するものに○）【記入必須】
  - ① 運送委託
  - ② 保管委託

### 2 通報の対象となる荷主（独禁法上の告示で規定する「特定荷主※」）について 【記入必須】

※資本金3億円超の事業者で資本金3億円以下の事業者に運送等を委託するもの等

- ・会社名 \_\_\_\_\_ □ 本店 □ 支店 □ 営業所 □ 工場  
※通報の対象となる荷主の会社名が未記入の場合には通報として受理できません。
- ・所在地 〒 \_\_\_\_\_

### 3 あなたの会社の「お困りごと」の内容について 【記入必須】

- 買ったとき  
(例) 荷主と取り決めた運行時間について、事前の協議なく業務開始時間の前倒しや作業の追加など変更されたが、契約更新時に料金の見直しを認めてもらえず対価を定められた。など
- 代金の減額  
(例) 当方に責任がないのに、あらかじめ決められた代金を値引き（減額）された。消費税相当額を支払ってもらえなかった。など
- 不当な給付内容の変更、やり直し  
(例) 荷主の集荷のために毎週特定の曜日にトラックを数台待機させることを契約で定めていたが、当日になって一方的にキャンセルされ、その分の対価が支払われなかった。など
- 不当な経済上の利益の提供要請  
(例) 荷主から、あらかじめ契約で定められていない荷主の倉庫内における荷役等の業務について、無償で従事させられた。など

チェックを付けた「お困りごと」の内容について、時期や状況などを具体的に記載してください。

### 4 この通報についてあなたに連絡させていただきたい場合の連絡先

- ・氏名 \_\_\_\_\_
- ・連絡先 (電話番号) \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_
- ・荷主に対して調査を行うとき、あなたの会社から通報があったことを明らかにすることについて【記入必須】
  - 明らかにしないでほしい（匿名希望）
  - 明らかにしてもよい